

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文書分類		保存期間	<input checked="" type="radio"/> 永年	10、5、3、1年
会議の名称	第3回教育委員会定例会			
開催日時	令和4年3月23日（水） 午前 <input checked="" type="radio"/> 午後 14時15分開会 午前 <input checked="" type="radio"/> 午後 15時20分閉会			
開催場所	大和庁舎 3階 大会議室			
出席者	（委員出席者氏名） 教育長職務代理者 市村 尚夫 委員 小林 源洋、委員 野村 和夫 委員 小島 香織 （説明の出席者職・氏名） 教育部長 栗林 浩 次長兼学校教育課長 園田 哲也 教育指導課長 田部井 悦子・小林 良久指導主事・主幹 舘 翔子 生涯学習課長 久見木 憲一 スポーツ振興課長 五十嵐 敦 文化財課長 高久 幸子 学校給食センター所長 荒井 真澄			
議事録署名人の選任	市村 尚夫 委員			
会議内容	別紙のとおり			
会議資料	別紙のとおり 第3回教育委員会定例会			
会議録作成方針	要点記録			
その他必要事項				
情報の公可否	<input checked="" type="radio"/> 可・否 不開示理由（部分開示を含む）			
会議内容	（審議内容・審議経過・結論等）			

園田学校教育課長	<p>本日はご苦勞様です。</p> <p>會議の前にお諮りします。議事及びその他の件における説明につきまして、教育指導課小林指導主事と館主幹が説明のために出席することを許可いただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
全委員	(異議なし)
園田学校教育課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料の確認)</p>
	午後 2 時 1 5 分開会を宣する。
	【 1 . 開会】
園田学校教育課長	<p>それでは、桜川市教育委員会定例会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、稲川教育長からご挨拶とスケジュールの報告をお願いいたします。</p>
	【 2 . 教育長あいさつ】
稲川教育長	<p>改めましてこんにちは。先ほどは教育総合會議に参加していただきありがとうございました。引き続きよろしくお願いいいたします。</p> <p>3 月 1 1 日は中学校の卒業式、1 8 日が小学校、本日は義務教育学校で前期課程終了証授与式でした。今度は入学式でお世話になります。</p> <p>また、3 月 1 日から 1 4 日まで市議會が開催され教育委員会に対しては 5 名の議員さんから一般質問がありました。</p> <p>本日は議案が 4 件、報告が 9 件でございます。</p> <p>続いて 2 月・3 月のスケジュールについて説明させていただきます。</p> <p>(資料により説明)</p>
園田学校教育課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの議事進行につきましては、稲川教育長にお願いいたします。</p>

稲川教育長	<p>はい。ただいまから令和4年第3回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は私を含めて5名です。全員出席しておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>【3. 議事録署名人の選任】</p>
稲川教育長	<p>本日の定例会における議事録署名人につきましては、市村尚夫委員にお願いいたします。</p>
市村委員	<p>はい。</p>
稲川教育長	<p>本日の会議において提案されている案件は、議案が4件、報告が9件でございます。ご協議をよろしくお願いいたします。</p> <p>【4. 議事】</p>
稲川教育長	<p>それでは議事に入ります。</p>
稲川教育長	<p>はじめに、議案第5号「桜川市立学校の学校医・学校歯科医の委嘱」について、学校教育課より説明願います。</p>
園田学校教育課長	<p>(資料により説明)</p>
稲川教育長	<p>説明が終わりました。委員さんから発言等あればお願いします。</p>
稲川教育長	<p>発言がありませんので採決に入ります。 議案第5号「桜川市立学校の学校医・学校歯科医の委嘱」について、原案どおりとすることにご異議ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なしの声)</p>
稲川教育長	<p>ご異議がありませんので、議案第5号は原案どおり決定いたします。</p>
稲川教育長	<p>次に、議案第6号「桜川市入学児童入学祝い品支給事業実施要項(案)」について学校教育課より説明願います。</p>

園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等あればお願いします。
小林委員	桜川市に住所があって市外の学校に行った方はランドセルをいただけるということですが、中には市外に住んでいて小学校に上がるタイミングで桜川市に住所を異動する方もいると思いますが、その方は事前に住所異動することや桜川市の学校に入学することを伝えておけばランドセルはいただけるのですか。
園田学校教育課長	基本的には4月1日時点で住所を有する方なのですが、例えば家を建てていて完成がしないので住所を異動していない場合があります。その場合は4月1日に住所があるとみなしランドセルを支給するという考えをもっています。
稲川教育長	区域外就学をする方というのはどうなりますか。
園田学校教育課長	4月1日時点で住所がないということなのであげられないです。
稲川教育長	そうですね。条件に合わないの。ということは区域外就学の方は現住所の方からもらってくるというはずですね。
園田学校教育課長	その通りです。ただ桜川市のランドセルが欲しい場合、自費で購入することも可能です。
稲川教育長	よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。 議案第6号「桜川市入学児童入学祝い品支給事業実施要項(案)」について原案どおりとすることにご異議ありませんか。
全委員	(異議なしの声)
稲川教育長	ご異議がありませんので、議案第6号は原案どおり決定いたします。
稲川教育長	次に議案第7号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係規則の整備に関する規則(案)」について、並びに報告第5号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係告示の整備に関する告示」について、および報告第6号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係訓令の整備に関する

	訓令」については、関連がありますので学校教育課より一括して説明願います。
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。はじめに議案第7号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係規則の整備に関する規則(案)」について委員さんから発言等あれば願います。
稲川教育長	発言がありませんので採決に入ります。 議案第7号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係規則の整備に関する規則(案)」について原案どおりとすることにご異議ございませんか。
全委員	(異議なしの声)
稲川教育長	ご異議がありませんので、議案第7号は原案どおり決定いたします。 次に、報告第5号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係告示の整備に関する告示」について、あわせて、報告第6号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係訓令の整備に関する訓令」について委員さんから発言等あれば願います。
稲川教育長	発言がありませんので報告第5号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係告示の整備に関する告示」について、あわせて、報告第6号「押印の見直しに伴う教育委員会の関係訓令の整備に関する訓令」については報告のとおりといたします。
稲川教育長	次に、議案第8号「桜川市立管理規則の一部改正(案)」について学校教育課より説明願います。
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。新たな職を設置することに伴い改正するものです。ちなみに桜川市では指導教諭が1名樺穂小学校にいます。委員さんから発言等あれば願います。

野村委員	指導教諭は、職務の内容からすると教務主任は違うのですか。
田部井教育指導課長	指導教諭は校長・副校長・教頭そのあとに主幹教諭・指導教諭という位置付けになります。主幹教諭というのは教頭の一部の職を担うことができます。主幹教諭は担任をすることができません。指導教諭は担任をしながら教務主任の一部の仕事を兼務することができる。主に教育課程の部分について担当したりします。
野村委員	今までいた教務主任は指導教諭が教務主任の仕事の一部を兼ねる、主幹教諭は教頭の一部を兼ねるといいますか。
田部井教育指導課長	指導教諭の方は学校をまたいで教諭の指導をすることができるという職でございます。
野村委員	わかりました。
稲川教育長	ほかにありますでしょうか。発言がありませんので採決に入ります。議案第8号「桜川市立管理規則の一部改正（案）」について原案どおりとすることにご異議ありませんか。
全委員	(異議なしの声)
稲川教育長	ご異議がありませんので、議案第8号は原案どおり決定いたします。
稲川教育長	次に、報告第3号「桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示」について、続きまして報告第4号「桜川市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱の一部を改正する告示」については、関連がありますので、学校教育課より一括して説明願います。
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等あればお願いします。
稲川教育長	対象者を明確にして、そして特別な事情というところを追加したものでした。よろしいでしょうか。 発言がありませんので、報告第3号「桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示」について、および報告第4号「桜川市特別支

	援教育就学奨励費支給事務取扱要綱の一部を改正する告示」については、報告のとおりといたします。
稲川教育長	次に、報告第7号「桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について、学校教育課より説明願います。
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等あればお願いします。
稲川教育長	発言がありませんので、報告第7号「桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」については報告のとおりといたします。
稲川教育長	次に、報告第8号「桜川市後援等に関する規則の一部を改正する告示」について学校教育課より説明願います。
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等あればお願いします。
稲川教育長	現行では減免はできなかったのですか。
久見木生涯学習課長	後援は減免になりません。共催のみです。
稲川教育長	これまでは共催でなければ減免にならない。
栗林部長	基本はですね。
稲川教育長	なので今までは共催金をもらって事業を起こしていたということですかね。 いずれにしても後援については市長部局の方も事業を組んでいますので同時改正をいうことですよね。
園田学校教育課長	はい。市長部局は少し遅れますが、ほぼ同時にですね。

稲川教育長	報告第8号についてはよろしいでしょうか。 では、報告第8号「桜川市後援等に関する規則の一部を改正する告示」については報告のとおりといたします。
稲川教育長	次に、報告第9号「桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正する訓令」について、および報告第10号「桜川市教育支援センター設置要綱の一部を改正する訓令」については関連がありますので、教育指導課より一括して説明願います。
小林指導主事	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等あればお願いします。
野村委員	現在何名がさくらの広場を利用しているのですか。
小林指導主事	現在は4名になります。小学生が1名、中学生が3名です。
稲川教育長	中学生3名は卒業ですか。
小林指導主事	はい。そうです。
稲川教育長	ということは小学生1名になりますかね。
小林指導主事	今のところはその予定です。
野村委員	業務の中で家庭訪問とか学校訪問とかをして不登校とか虐待等の解消に努めるのも一つだと思いますが、この仕事の業務の内容が家庭型の支援員の仕事とバッティングしている部分があると思いますが、その辺は連携がとれているのでしょうか。
田部井教育指導課長	野村委員さんのいう家庭支援員は広い分野の家庭の支援なので、バッティングするものがあれば検討しないといけません。こちらの業務は今のところは通室生に限った支援をするものになります。
稲川教育長	単純に番地が違うのはなぜですか。
小林指導主事	私が調べましたところ、1023番地は大和村時代に公民館を含め

	<p>た庁舎周辺一角を1023番地としていた経緯があったみたいです。桜川市になった時に、公民館やさくらの広場に番地を付けたのですが、要綱が変更になっていなかったのが今回正式なものに変更ということです。</p>
稲川教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、報告第9号「桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正する訓令」について、あわせて、報告第10号「桜川市教育支援センター設置要綱の一部を改正する訓令」は報告のとおりといたします。</p>
稲川教育長	<p>次に、報告第11号「桜川市部活指導員配置要綱の一部を改正する告示」について教育指導課より説明願います。</p>
舘主幹	<p>(資料により説明)</p>
稲川教育長	<p>説明が終わりました。委員さんから発言等あればお願いします。</p>
野村委員	<p>教員の資格はなくても大丈夫なんでしょうか。</p>
舘主幹	<p>なくても大丈夫です。</p>
野村委員	<p>それと210時間というのは1人の時間ですか。</p>
舘主幹	<p>はい。1人210時間です。</p>
野村委員	<p>210時間ということは、仮に1日3時間指導する計算だと年間になると70日ということになるかと思いますが、大会に同行する等もあるかと思うので実際には70日より少ない日数になるかと思うので、時間が30時間伸びるということはとてもいいことかと思えます。</p>
小林委員	<p>現在桜川市では何名の方が指導員としているか、また来年度どのくらいの方が指導員になるのか教えていただけますか。</p>
舘主幹	<p>令和3年度は大和中学校の剣道部と岩瀬東中学校の吹奏楽部、計2名です。来年度につきましては大和中学校の剣道部で引き続き任用の予定です。</p>

小林委員	来年は1人ということですか。
舘主幹	今のところはその予定です。
小林委員	なかなか指導員が見つからないと思うのですが、各学校から要請があつたりするのですか。
小林指導主事	私の方で各中学校に調査をしたところすべての中学校で活用したいと回答が来ています。しかしそれに合う人材がなかなかいないのが現状でございます。
稲川教育長	よろしいでしょうか。それでは、報告第11号「桜川市部活指導員配置要綱の一部を改正する告示」については報告のとおりといたします。
稲川教育長	議事は以上となります。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。 それでは、進行を学校教育課長に戻します。
園田学校教育課長	議事進行ありがとうございました。 それでは、次回の教育委員会定例会の開催日時についてお諮りいたします。来年度の定例会開催予定日一覧を配布しましたので、ご用意願います。 4月につきましては、21日木曜日に開催したいと思っております。 なお、定例会に先立ち14時から総合教育会議、15時から定例会をお願いしたいと考えております。場所は和室2階会議室5となります。委員さんのご都合はよろしいでしょうか それでは、4月21日木曜日14時から総合教育会議、15時から定例会を開催いたします。場所は和室2階会議室5になります。よろしくお願いたします。 その他、委員さん・事務局から、ご意見、報告等はございませんか。 以上で、定例会を終了いたします。 ごくろうさまでした。

午後3時20分 閉会を宣す。

会議の正なることを証します。

令和 年 月 日

教育長

議事録署名人
教育委員